

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第150期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木邦夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1407(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 首藤正樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第149期 第1四半期 連結累計期間	第150期 第1四半期 連結累計期間	第149期
会計期間	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	49,342	51,847	207,470
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,520	1,917	62
当期純利益 又は四半期純損失 ( ) (百万円)	1,785	3,419	280
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	999	2,934	326
純資産額 (百万円)	54,378	52,926	55,586
総資産額 (百万円)	272,353	259,757	258,599
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額 (円)	5.22	10.00	0.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	18.9	19.3	20.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第149期第1四半期連結累計期間及び第150期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第149期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の当社グループを取り巻く環境は、電子化の拡がりによる国内紙需要の構造的縮小、奇烈な競争を伴うグローバル化の進行に加え、消費税増税前の駆け込み需要の反動を受け国内出荷が前年を下回る結果となりました。このような状況下、当社は前期に引き続き主力の洋紙事業において減産体制を継続し、市況の維持に努めました。

紙・パルプ事業につきましては、増税前の駆け込み需要の反動等により販売数量は減少したものの、販売金額は価格修正効果等により全体として増加いたしました。

イメージング事業につきましては、インクジェット用紙等の販売増はありましたものの、写真感光材料の市場環境の悪化等によって販売金額は減少いたしました。

機能材事業につきましては、水処理膜用支持体やバッテリーセパレータ、自動車用キャビンフィルターや家電向けフィルターの販売増等により販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は518億4千7百万円（前年同四半期比5.1%増）となりました。損益面では、印刷用紙価格修正の浸透や、本年4月に八戸工場を分社化したことによる労務費を中心としたコストダウン効果等の増益要因がありましたが、大規模な定期修繕実施による八戸工場の操業度低下や円安による原燃料価格の上昇、外貨建て債権の評価替えによる為替差損等の減益要因が大きく、19億1千7百万円の連結経常損失（前年同四半期は連結経常損失15億2千万円）となりました。また、7月に募集した希望退職にかかる費用を特別損失に計上したこと等により、純利益段階につきましては34億1千9百万円の連結四半期純損失となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 紙・パルプ事業

主力製品である印刷用紙につきましては、増税前の駆け込み需要の反動等により販売数量は減少したものの、情報用紙においてPPC用紙が堅調に推移したことや、産業用インクジェット用紙等の輸出に注力したことにより増加いたしました。販売金額は価格修正効果もあり増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の紙・パルプ事業の売上高は405億5千6百万円となり、前年同四半期に比べ22億4千9百万円増加し、17億2千2百万円の営業損失（前年同四半期は営業損失20億5百万円）となりました。

#### イメージング事業

国内市場におきましては、写真感光材料やインクジェット用紙が堅調に推移し、販売数量・金額とも増加いたしました。

海外市場におきましては、インクジェット用紙の販売強化に努めましたが、写真感光材料が競争激化に伴う市場環境悪化の影響を受け、販売数量・金額とも減少いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間のイメージング事業の売上高は101億1千2百万円となり、前年同四半期に比べ1億7千6百万円減少し、営業利益は8千万円と前年同四半期に比べ3億4百万円減少いたしました。

#### 機能材事業

機能材料につきましては、不織布の水処理膜用支持体やバッテリーセパレータ、自動車用キャビンフィルター、家電向けフィルター、化学紙等が堅調に推移したことで、販売金額は増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の機能材事業の売上高は41億5千7百万円となり、前年同四半期に比べ4億4千7百万円増加し、営業利益は4千3百万円と前年同四半期に比べ6千6百万円増加いたしました。

#### その他

その他につきましては、倉庫・運送関連子会社、工務関連子会社の売上高減少等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は38億5千9百万円となり、前年同四半期に比べ8千3百万円減少し、営業利益は6千3百万円と、前年同四半期に比べ3百万円減少いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加等により前連結会計年度末に比べ11億5千8百万円増加し、2,597億5千7百万円となりました。

負債は、有利子負債の増加等により前連結会計年度末に比べ38億1千8百万円増加し、2,068億3千万円となりました。

純資産は、利益剰余金の減少等により前連結会計年度末に比べ26億6千万円減少し、529億2千6百万円となりました。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ1.1ポイント減少し、19.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「第1次中期経営計画」等を策定し、全社を挙げて取り組んでおり、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守ってまいります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月29日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成22年6月29日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）につき、所要の変更を行ったうえで継続することを決議し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年6月27日開催の当社第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月29日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20130529.pdf>）

#### イ．本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

#### ロ．本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

##### (a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)までのいずれかに該当する行為若しくはその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社の株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社の株券等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はかかる両株主の間に支配関係若しくは共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限り）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとし、

(d) 独立委員会の勧告及び取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとし、

## 八．本プランの特徴

### (a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、導入されたものです。

### (b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

### (c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

### (d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

### (e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の第148回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

## 二．株主の皆様への影響

### (a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

### (b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。



上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様ご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3)対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2億7千1百万円であります。

(5) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数に著しい増減はありません。

提出会社の状況

提出会社の従業員が当第1四半期累計期間において408名減少しておりますが、主として紙・パルプ事業におけるエム・ピー・エム・オペレーション株式会社の分社化による出向・転籍によるものです。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	342,584,332	342,584,332	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	-	342,584,332	-	32,756	-	7,523

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 576,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 312,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 340,317,000	340,317	-
単元未満株式	普通株式 1,379,332	-	-
発行済株式総数	342,584,332	-	-
総株主の議決権	-	340,317	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式565株及び兵庫クレール株式会社所有の相互保有株式500株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	576,000	-	576,000	0.17
(相互保有株式) 兵庫クレール株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延48番地の1	312,000	-	312,000	0.09
計	-	888,000	-	888,000	0.26

- (注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。
- 2 当第1四半期会計期間末日現在の当社が保有する自己株式数は、580,000株(単元未満株式数168株を除く)であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	8,382	10,513
受取手形及び売掛金	42,424	43,356
商品及び製品	33,232	32,584
仕掛品	8,265	9,030
原材料及び貯蔵品	10,382	10,036
その他	6,905	6,681
貸倒引当金	264	262
流動資産合計	109,328	111,940
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	31,650	31,155
機械装置及び運搬具（純額）	64,258	62,753
土地	23,198	23,133
建設仮勘定	1,107	1,562
その他（純額）	3,589	3,478
有形固定資産合計	123,805	122,084
<b>無形固定資産</b>		
その他	338	344
無形固定資産合計	338	344
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	20,228	20,622
退職給付に係る資産	471	377
その他	5,481	5,432
貸倒引当金	1,055	1,045
投資その他の資産合計	25,127	25,386
<b>固定資産合計</b>	149,271	147,816
<b>資産合計</b>	258,599	259,757

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,014	26,097
短期借入金	73,903	77,223
コマーシャル・ペーパー	-	3,000
未払法人税等	390	165
その他	14,885	14,769
流動負債合計	115,194	121,256
固定負債		
長期借入金	74,417	72,667
厚生年金基金解散損失引当金	206	203
退職給付に係る負債	8,872	8,256
負ののれん	30	3
その他	4,291	4,442
固定負債合計	87,818	85,574
負債合計	203,012	206,830
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	7,523	7,523
利益剰余金	9,164	6,000
自己株式	141	141
株主資本合計	49,302	46,139
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,804	3,319
為替換算調整勘定	1,576	1,463
退職給付に係る調整累計額	924	898
その他の包括利益累計額合計	3,456	3,885
少数株主持分	2,827	2,902
純資産合計	55,586	52,926
負債純資産合計	258,599	259,757

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	49,342	51,847
売上原価	43,371	46,256
売上総利益	5,971	5,591
販売費及び一般管理費	7,539	7,155
営業損失( )	1,567	1,564
営業外収益		
受取利息	9	20
受取配当金	314	279
為替差益	267	-
その他	138	202
営業外収益合計	730	503
営業外費用		
支払利息	623	621
為替差損	-	132
その他	58	102
営業外費用合計	682	856
経常損失( )	1,520	1,917
特別利益		
投資有価証券売却益	81	161
その他	1	22
特別利益合計	83	183
特別損失		
固定資産処分損	69	116
事業構造改革費用	-	1,430
その他	22	42
特別損失合計	92	1,589
税金等調整前四半期純損失( )	1,528	3,322
法人税等	236	133
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,764	3,456
少数株主利益又は少数株主損失( )	20	36
四半期純損失( )	1,785	3,419

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	1,764	3,456
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	524	613
為替換算調整勘定	214	99
退職給付に係る調整額	39	32
持分法適用会社に対する持分相当額	64	25
その他の包括利益合計	764	522
四半期包括利益	999	2,934
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,067	2,990
少数株主に係る四半期包括利益	67	56



【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年6月30日)	
(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を、当社及び一部の連結子会社はポイント基準から、その他の連結子会社は期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が487百万円減少し、利益剰余金及び少数株主持分がそれぞれ256百万円、56百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失への影響は軽微であります。</p>	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)	
従業員(財形住宅資金等)	1,061百万円	従業員(財形住宅資金等)	1,012百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,209百万円	フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,393百万円
その他 2件	26百万円	その他 1件	6百万円
合計	2,296百万円	合計	2,413百万円

(2) 債権流動化に伴う遡及義務

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
1,874百万円	1,745百万円

(四半期連結損益計算書)

1 事業構造改革費用は、希望退職者の募集に伴って発生する加算金等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	2,792百万円	2,738百万円
負ののれんの償却額	28百万円	26百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	37,358	7,400	3,017	47,776	1,565	49,342	-	49,342
セグメント間の内部 売上高又は振替高	948	2,888	692	4,529	2,377	6,906	6,906	-
計	38,306	10,289	3,710	52,306	3,943	56,249	6,906	49,342
セグメント利益 又は損失( )	2,005	385	23	1,644	67	1,576	9	1,567

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額9百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用6百万円、セグメント間取引消去15百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙・パルプ 事業	イメージ ング事業	機能材事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	39,658	7,255	3,373	50,286	1,560	51,847	-	51,847
セグメント間の内部 売上高又は振替高	898	2,856	784	4,539	2,298	6,838	6,838	-
計	40,556	10,112	4,157	54,826	3,859	58,686	6,838	51,847
セグメント利益 又は損失( )	1,722	80	43	1,599	63	1,535	28	1,564

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、倉庫・運輸関連業、エンジニアリング業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額28百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用6百万円、セグメント間取引消去22百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	5.22円	10.00円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(百万円)	1,785	3,419
普通株式に係る四半期純損失金額( )(百万円)	1,785	3,419
普通株式の期中平均株式数(株)	341,921,564	341,896,137

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月14日

三菱製紙株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。